

再発防止策等を検討していく上で議論する必要がある内容

※ 第5回検討会「資料2」に、第5回検討会における主な意見を追記（明朝体）

所掌事務(1) いじめの防止等のための対策

- 1 「いじめ」という言葉を使うことでその範囲が狭く捉えられる危険性への留意
- 2 権利侵害に対する声を子ども自身があげられる教育の必要性
- 3 児童生徒が自分たちでいじめを防止する取り組みの充実
 - ・ 再調査報告書の「同種の事態の発生の防止について」の実現
 - ・ 児童生徒の発達段階や特性に応じた教育の実施
 - ・ 重大事態になる前からの保護者との連携
 - ・ いじめの防止等のための対策に取り組む時間の確保

所掌事務(2) 重大事態の発生防止策及び重大事態が発生した後の学校等の対応

- 1 日常的な教職員間のコミュニケーションの充実
- 2 組織的対応の重要性の強調（管理職による対応や、情報共有の重要性）
 - ・ 家族に寄り添いながら対応する姿勢
 - ・ ガイドライン等の実現
 - ・ 関係者が共通した目的を持って事案に向き合うことの重要性の認識

所掌事務(3) いじめ調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方

- 1 調査目的を関係者全員で共通理解する重要性の強調
- 2 調査について被害児童生徒・保護者への説明と調整を行うことの徹底
- 3 関係者それぞれが抱く感情・心理的負担に配慮した調査実施の強調
 - ・ 調査結果の記載内容の精査